

事務連絡  
令和4年1月21日

各都道府県  
教育支援体制整備事業費交付金担当課 御中

文部科学省初等中等教育局幼児教育課

令和3年度教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）に係る「幼児教育の質の向上のための緊急環境整備」（新型コロナウイルス感染症対策）及び「園務改善のための ICT 化支援」の募集について（通知）

幼児教育の振興につきまして、日頃より御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

今般、令和3年11月26日に令和3年度第一次補正予算案が閣議決定されました。本補正予算案には、喫緊かつ重要な課題である新型コロナウイルス感染症対策への支援のための予算が計上されていますが、感染についても予断を許さない状況であることを踏まえ、幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む。）における感染症対策支援事業及びコロナ禍において顕在化した ICT 環境整備へのニーズを踏まえた「園務改善のための ICT 化支援」を計上しています。本補正予算案については、国会での審議を経て、令和3年12月20日に政府案のとおり成立しました。

つきましては、令和3年度に実施する事業について、下記のとおり募集を行いますので、各都道府県におかれましては期日までに事業計画書を作成の上、御提出いただきますようお願いいたします。都道府県内で複数の部局にまたがる場合は、教育支援体制整備事業費交付金御担当課において取りまとめの上、提出先まで御提出ください。

## 記

### 1. 交付基準額について

ア 「幼児教育の質の向上のための緊急環境整備」（新型コロナウイルス感染症対策）

今回の交付基準額は、幼稚園における感染症対策支援を実施するために必要な事業費のうち、施設の認可定員規模に応じた額を上限額とします。

- |                 |        |       |
|-----------------|--------|-------|
| ・認可定員19人以下      | 1施設当たり | 300千円 |
| ・認可定員20人以上59人以下 | 1施設当たり | 400千円 |
| ・認可定員60人以上      | 1施設当たり | 500千円 |

これらの交付基準額の範囲内で、新型コロナウイルス感染症対策を実施するために必要となる保健衛生用品（子供・教職員用マスク、消毒液等及び備品に類するもの）の購入及び新型コロナウイルス感染症対策を徹底するために必要なかかり増し経費を計上することが可能です。

なお、令和2年度補正予算（第3号）（繰越分）における「幼児教育の質の向上のための

緊急環境整備」(新型コロナウイルス感染症対策)については、これまで、令和3年3月16日付け、7月16日付け及び12月16日付けで交付決定を行ってきました。今回、新たに措置される本事業の交付に当たっては、既に交付決定を受けている事業において未執行額がある場合、そちらを全額活用いただくとともに、既に購入した消毒液等の保健衛生用品等をお使いいただいた上で追加の申請をいただく事を前提としておりますので、その点について御留意いただき、それぞれ積極的に御活用いただきますようお願いいたします。

認可定員については、令和3年5月1日時点(※)の定員数とします。ただし、認可定員が設定されていても、実態として園児が在籍していない施設や、休園等で園としての活動実態がない施設については、補助対象外とします。

国からの交付額は、前の交付基準額の1/2以内です。公立幼稚園については、幼稚園における感染症対策支援を市町村が実施するために必要な事業費の1/2、私立幼稚園については、都道府県が実施するために必要な事業費の1/2を国からの交付額の上限とします。

なお、都道府県及び市町村の事業費のうち、国からの交付額を除いた額については、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用いただけるよう、関係省庁と調整を進めています。詳細が決まり次第、別途連絡を差し上げます。

#### イ 「園務改善のための ICT 化支援」

- ・ 交付基準額：1施設当たり 1,000千円
- ・ 補助率：国3/4、事業者1/4

令和2年度及び令和3年度において、令和2年度補正予算(第3号)(繰越分)で実施する事業として交付を受けた園においても、今回の募集で申請いただけます。ただし、既に交付を受けた事業については、令和2年度補正予算(第3号)繰越分において引き続き実施いただくよう、お願いします。

また、同一の交付対象経費や、切り分けることのできない一式の交付対象経費について、令和2年度補正予算(第3号)繰越分と、令和3年度補正予算分の両予算を充てて申請することはできません。

## 2. 補助対象経費について

### ア 「幼児教育の質の向上のための緊急環境整備」(新型コロナウイルス感染症対策)

#### ① 「保健衛生用品」の対象について

新型コロナウイルス感染症対策を実施するために必要となる保健衛生用品については、子供・教職員用マスク、透明マスク、消毒液、ペーパータオル等、継続的に必要となる消耗品及び備品(空気清浄機、体温計、CO<sub>2</sub>モニター等)。

#### ② 「かかり増し経費」の対象について

新型コロナウイルス感染症対策の取組を徹底することに伴う業務量の増に係る経費を対象とします。手当などの人件費については、預かり保育を実施した場合に係る経費に限りますのでご注意ください。

< 「かかり増し経費」の例 >

- ・子どもの居場所確保の観点から預かり保育に関して教職員が業務時間外に行う消毒等に要する経費等（通常想定していない感染症対策の業務への手当も含む）
- ・消毒・清掃作業等の外部委託費
- ・家庭訪問等実施のための交通費
- ・家庭との連絡や保護者等からの問い合わせ対応のため、電話機等のリース料や増加した分の通信費
- ・臨時休業中や分散登園等により作成する家庭用動画や教材等に要する経費
- ・感染症対策の研修受講等に要する経費
- ・感染症対策を徹底するために必要不可欠な検査費

## イ 「園務改善のための ICT 化支援」

### ①対象となる事業について

従来から対象となっていた幼稚園教職員の事務負担軽減を図るための支援システムの導入に加えて、コロナ禍においてニーズが顕在化した ICT 環境の整備に必要な経費を対象とします。

#### <対象となる事業の例>

- ・指導要録等の書類作成業務や園児の登降園管理を効率化するシステムの導入
- ・預かり保育や幼児教育・保育の無償化に係る事務の ICT 化
- ・保護者との連絡や情報共有を効率的に行うためのアプリの導入
- ・教員研修や保育参観、小学校との交流事業等をオンラインで行うための ICT 環境整備
- ・保育動画の配信を行うための ICT 環境整備

### ②対象となる経費について

①の整備事業を行うために必要となる、情報システムの導入費、改修費、端末や備品等の購入費、リース料、保守費、端末設置や通信環境整備にかかる工事費、通信費等を対象とします。

#### <留意点>

- ・リース料、保守費は申請年度にかかる費用のみを対象とし、既に導入済のシステムや端末等にかかる費用は対象外です。
- ・園務改善に資する ICT 化に当たり最低限必要となるパソコン・タブレット等の備品、附属品や消耗品の購入費（運搬費・調整費等の附帯経費は除く）も対象とします。
- ・今回の募集より、パソコン・タブレット等の備品のみでも交付対象としますが、具体的な使用目的や必要性があり、教育の質の向上に資することが説明できる経費に限ります。
- ・Wi-Fi ルータ設置等の通信環境の整備にかかる経費も対象ですが、大規模な改修工事を伴わないものに限りです。

## 3. 補助事業者について

都道府県、市町村（特別区を含む）、幼稚園（幼稚園型認定こども園も含む）の設置者を対象とします。

## 4. 補助対象期間について

今回募集する事業については、補助対象期間を令和3年12月1日からとします。交付可

能額の提示は令和4年2月を予定しておりますが、各都道府県要綱及び要領においても令和3年12月1日から対象とできるよう、必要に応じて改正等の準備をお願いします。

#### 5. 事業計画書の提出について

令和4年2月4日（金）までに（別紙）様式により下記提出先まで御提出ください。

※記載方法等については様式内の記載例等を参照の上、記載してください。

※タイトルは「【県番号・都道府県名】（別紙）様式」としてください。

（提出先）

アドレス：youji-shinkou@mext.go.jp

※件名を「【県番号・都道府県名】令和3年度教育支援体制整備事業費交付金（R3補正予算）事業計画書（提出）」としてください。

（今後のスケジュール）

事業計画書の提出後、当課で交付可能額を提示し、その範囲内で交付申請書の作成を別途依頼します。

・事業計画書の提出期限・・・令和4年2月4日（金）【締切厳守】

・交付可能額の提示・・・令和4年2月（予定）

※交付申請書の提出期限及び交付決定日（予定）については、交付可能額を提示する際に時にお知らせします。

#### 【本件お問合せ先】

文部科学省初等中等教育局

幼児教育課振興係

電 話：03-5253-4111（内 2714）

03-6734-2714（直通）

メール：youji-shinkou@mext.go.jp